

2023年7月24日

鹿児島労働局長
中所 照仁 殿

鹿児島県薩摩川内市高城町1810

京セラ労働組合川内支部

支部長 中村 憲

鹿児島県伊佐市大口牛尾1755-2

大口電子労働組合

執行委員長 下小菌 伸

鹿児島県南さつま市加世田武田15220-1

パナソニックデバイスSUNX九州支

執行委員長 日高 正仁

申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改定の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

鹿児島県において、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者13,450人

2. 改定の決定を申し出る最低賃金の件名

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金



3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（又は使用者数）が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 8,524 人

= 63.4%

鹿児島県における電子部品・デバイス・電子回路、13,450人 概ね3分の1以上
電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者
に使用される労働者数

(最も低い) 労働協約の金額 = 1,010 円／時間

現在適用されている法定最低賃金 = 853円／時間

5. 添付書類

- ・労働協約の写し、申出合意書及び委任状、鹿児島県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当核労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

以 上

鹿児島県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業の事業場数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的
労働者の概数

1. 鹿児島県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製
造業の事業所数と労働者数の概数

| 産業別最低賃金 | 適用事業場数 | 適用労働者数 |
|---------------------------------------|--------|---------|
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機 械器具、情報通信機械器具製造業 | 114事業場 | 13,450人 |

2. 上記のうち賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

| 事業場名 | 組合名 | 適用労働者数 |
|------|-----|--------|
| | | 3,924人 |
| | | 3,582人 |
| | | 391人 |
| | | 279人 |
| | | 348人 |
| 5事業場 | 5組合 | 8,524人 |

以上

所定労働時間数及び所定労働日数

賃金の最低額が月額のみで表示されている労働協約の場合の、月額の所定労働時間数及び所定労働日数等の状況

| | 事業場名 | 組合名 | 月額 | 月間所定労働時間 | 月間所定労働日数 | 時間額 |
|----|------|-----|----------|----------|----------|--------|
| 1 | | | 184,500円 | 155時間 | 20日 | 1,190円 |
| 2 | | | 184,500円 | 155時間 | 20日 | 1,190円 |
| 3 | | | 184,500円 | 155時間 | 20日 | 1,190円 |
| 4 | | | 160,200円 | 158.64時間 | 日 | 1,010円 |
| 5 | | | 169,200円 | 160.33時間 | 20.90日 | 1,055円 |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |